

令和元年9月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

9月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 45 号	八戸市総合教育センター運営協議会委員の委嘱について	1
議案第 46 号	八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	3

議案第45号

八戸市総合教育センター運営協議会委員の委嘱について
八戸市総合教育センターの運営協議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和元年9月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市総合教育センターの運営について調査審議するための委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
いけだ ともひろ 池田 朋広	八戸市連合P T A (八戸市立第二中学校P T A会長) (八戸市連合P T A副会長)
しらいし てつし 白石 哲志	八戸市小学校長会 (八戸市立鮫小学校)
さいとう しんや 齋藤 信哉	八戸市中学校長会 (八戸市立長者中学校)
あらき こういち 荒木 興一	八戸市小学校教育研究会 (八戸市立根岸小学校)
ほんま たかひろ 本間 孝浩	八戸市中学校教育研究会 (八戸市立大館中学校)
おいくぼ さとし 老久保 智	生徒指導研究会 (八戸市立明治小学校)
くりばやし なおと 栗林 直人	八戸市学校図書館協議会 (八戸市立高館小学校)
しまうら やすし 島浦 靖	特別支援教育研究会 (八戸市立旭ヶ丘小学校)
みうら かつとし 三浦 勝利	教頭会 (八戸市立三条中学校)
たかはし あきら 高橋 昭	教務主任会 (八戸市立明治中学校)
かまた ゆうこ 鎌田 裕子	研修主任 (八戸市立田面木小学校)
やなせ えみ 築瀬 えみ	理科教育研究会 (八戸市立青潮小学校)
まつしろ み え こ 松代 美恵子	特別支援教育研究会 (八戸市立湊中学校)
しのへ まさとし 四戸 正俊	視聴覚教育研究会 (八戸市立中沢中学校)
てらさわ あさみ 寺澤 麻美	教科等研究委員 (八戸市立下長小学校)

任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

議案第46号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和元年9月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

消費税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものである。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条後段を削る。

別表第1の1の表中	「	3,070	を	「	3,120	に、	「	750	を
	3,550	3,610		750					
	580	590		750					
	1,180	1,200		1,180					
	580	590		1,180					
	」	」		1,180					
			1,240			1,290	」		

「	760	に、	「	750	を	「	760	に、
	760		750	760				
	760		1,180	1,200				
	760		750	760				
	1,200		750	1,200				
	940		」	」				
	760							
	1,200							
	1,200							
	1,260							
1,310	」							

	ムービングライト	1式	8,920		を
--	----------	----	-------	--	---

	ムービングライト	1式	9,080		に、
	LEDライト	1台	860		

1,770	1,800	600	610
750	760	460	460
340	340	280	280
750	760	1,520	1,540
600	610	2,370	2,410
750	760	750	760
750	760	1,180	1,200
750	760	750	760
750	760	3,550	3,610
860	870	7,730	7,870
750	760	4,620	4,700
750	760	750	760
860	870	750	760

VTR装置	1式	750	を
プロジェクター	1台	1,020	

映像機器	1式	760	ビデオデッキ・ DVDデッキ・ 液晶モニター	に改める。
プロジェクター	1台	1,030		

別表第2の2の表中	1,590	を	1,620	に、	15,890	を
	1,160		1,180		5,290	

16,180	に改める。
5,380	

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後					改正前				
<p>(使用時間の延長)</p> <p>第7条 八戸市公民館の利用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間を越えて施設を使用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>1 八戸市公民館の附属設備使用料</p>					<p>(使用時間の延長)</p> <p>第7条 八戸市公民館の利用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間を越えて施設を使用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。<u>この場合において、1時間を越える時間の延長は、これを許可しない。</u></p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>1 八戸市公民館の附属設備使用料</p>				
区分	設備の名称	単位	使用料 (使用 1回につき)	摘要	区分	設備の名称	単位	使用料 (使用 1回につき)	摘要
(略)					(略)				
舞 台 設備	迫り上げ装置	1式	<u>3,120</u>	天井反射板ライト付き	舞 台 設備	迫り上げ装置	1式	<u>3,070</u>	天井反射板ライト付き
	音響反射板	1式	<u>3,610</u>			音響反射板	1式	<u>3,550</u>	
	紗幕	1張	<u>590</u>			紗幕	1張	<u>580</u>	
	金屏風(8尺)	1双	<u>1,200</u>			金屏風(8尺)	1双	<u>1,180</u>	
	金屏風(6尺)	半双	<u>590</u>			金屏風(6尺)	半双	<u>580</u>	
	演台	1式	460			演台	1式	460	
	上敷	1枚	140			上敷	1枚	140	
	毛せん	1枚	280			毛せん	1枚	280	
	指揮台	1台	280			指揮台	1台	280	
	プログラムスタンド	1台	140			プログラムスタンド	1台	140	
	譜面台	1台	60	譜面台		1台	60		
	平台	1台	140	平台		1台	140		
	箱足・開き足	1台	60	箱足・開き足		1台	60		
地がすり	1枚	<u>760</u>	地がすり	1枚	<u>750</u>	指揮者用譜面台付き			

改正後				改正前			
照 明 設 備	フットライト	1 列	<u>760</u>	照 明 設 備	フットライト	1 列	<u>750</u>
	プロセニウムライト	1 列	<u>760</u>		プロセニウムライト	1 列	<u>750</u>
	ボーダーライト	1 列	<u>760</u>		ボーダーライト	1 列	<u>750</u>
	サスペンションライト	1 列	<u>1,200</u>		サスペンションライト	1 列	<u>1,180</u>
	アッパーホリゾン トライト	1 列	<u>940</u>		アッパーホリゾン トライト	1 列	<u>930</u>
	ロアーホリゾン トライト	1 列	<u>760</u>		ロアーホリゾン トライト	1 列	<u>750</u>
	トップライト	1 列	<u>1,200</u>		トップライト	1 列	<u>1,180</u>
	シーリングライト	1 列	<u>1,200</u>		シーリングライト	1 列	<u>1,180</u>
	センターピン スポットライト	1 台	<u>1,260</u>		センターピン スポットライト	1 台	<u>1,240</u>
	サイドフ ロントライト	1 式	<u>1,310</u>		サイドフ ロントライト	1 式	<u>1,290</u>
	フォロ ースポ ット ライト	1 台	340		フォロ ースポ ット ライト	1 台	340
	スポ ット ライト 0.5k W	1 台	140		スポ ット ライト 0.5k W	1 台	140
	〃 1 kW	1 台	220		〃 1 kW	1 台	220
	スト リップ ライト	1 台	140		スト リップ ライト	1 台	140
	スト ロボ	1 台	460		スト ロボ	1 台	460
	ミラ ーボ ール	1 台	460		ミラ ーボ ール	1 台	460
	エフ ェク トマ シン	1 台	<u>760</u>		エフ ェク トマ シン	1 台	<u>750</u>
	I T O カッタ ーラ イト	1 台	<u>760</u>		I T O カッタ ーラ イト	1 台	<u>750</u>
	星 球	1 式	<u>1,200</u>		星 球	1 式	<u>1,180</u>
	ピン カッタ ーラ イト	1 台	<u>760</u>		ピン カッタ ーラ イト	1 台	<u>750</u>
ムー ビン グラ イト	1 式	<u>9,080</u>	ムー ビン グラ イト	1 式	<u>8,920</u>		
<u>LED</u> ラ イト	1 台	<u>860</u>					
音 響 設 備	拡声装置	1 式	<u>1,800</u>	音 響 設 備	拡声装置	1 式	<u>1,770</u>
	可動型 ステー ジス ピー カー	1 台	<u>760</u>		可動型 ステー ジス ピー カー	1 台	<u>750</u>
	はね 返り スピー カー	1 台	340		はね 返り スピー カー	1 台	340
	ワイ ヤレ スマ イク	1 チャン ネル	<u>760</u>		ワイ ヤレ スマ イク	1 チャン ネル	<u>750</u>
			マイクロ ホン 2 本 付 き				マイクロ ホン 2 本 付 き
			電池代 は含 まな い。				電池代 は含 まな い。

改正後					改正前				
	マイクロホン	1本	<u>610</u>			マイクロホン	1本	<u>600</u>	
	レコードプレーヤー	1台	<u>760</u>			レコードプレーヤー	1台	<u>750</u>	
	CD・MDプレーヤー	1台	<u>760</u>			CD・MDプレーヤー	1台	<u>750</u>	
	CD・MDレコーダー	1台	<u>760</u>			CD・MDレコーダー	1台	<u>750</u>	
	テープレコーダー	1台	<u>760</u>			テープレコーダー	1台	<u>750</u>	
	カセットレコーダー	1台	<u>760</u>			カセットレコーダー	1台	<u>750</u>	
	デジタルレコーダー	1台	<u>870</u>			デジタルレコーダー	1台	<u>860</u>	
	可搬型ミキサー	1式	<u>760</u>			可搬型ミキサー	1式	<u>750</u>	
	エフェクター	1台	<u>760</u>			エフェクター	1台	<u>750</u>	
	可搬型アンプ	1台	<u>870</u>			可搬型アンプ	1台	<u>860</u>	
	エレベーターマイク装置	1基	340	マイクロホンは含まない。		エレベーターマイク装置	1基	340	マイクロホンは含まない。
	天井吊下マイク装置	1式	460	〃		天井吊下マイク装置	1式	460	〃
	はね返しスピーカーA	1台	<u>610</u>			はね返しスピーカーA	1台	<u>600</u>	
	はね返しスピーカーB	1台	460			はね返しスピーカーB	1台	460	
	はね返しスピーカーC	1台	280			はね返しスピーカーC	1台	280	
	音響調整卓	1台	<u>1,540</u>			音響調整卓	1台	<u>1,520</u>	
映 写 設備	16mm映写機	1式	<u>2,410</u>	スクリーンを含む。	映 写 設備	16mm映写機	1式	<u>2,370</u>	スクリーンを含む。
	オーバーヘッド投影機	1式	<u>760</u>	〃		オーバーヘッド投影機	1式	<u>750</u>	〃
	0.65kW オーバーヘッド投影機	1式	<u>1,200</u>	〃		0.65kW オーバーヘッド投影機	1式	<u>1,180</u>	〃
	1kW スライド映写機	1式	<u>760</u>	〃		1kW スライド映写機	1式	<u>750</u>	〃
ピ ア ノ	国産フルコンサート	1台	<u>3,610</u>	調律料は使用者負担	ピ ア ノ	国産フルコンサート	1台	<u>3,550</u>	調律料は使用者負担
	テレビ中継 ラジオ中継		<u>7,870</u> <u>4,700</u>			テレビ中継 ラジオ中継		<u>7,730</u> <u>4,620</u>	
	会議室音響装置	1式	<u>760</u>	マイクロホン2本付き電池代は含まない。		会議室音響装置	1式	<u>750</u>	マイクロホン2本付き電池代は含まない。
	ワイヤレスアンプ	1式	<u>760</u>	〃		ワイヤレスアンプ	1式	<u>750</u>	〃

改正後				改正前			
そ の 他	映像機器	1 式	760		VTR装置	1 式	750
	プロジェクター	1 台	1,030		プロジェクター	1 台	1,020
	スタンド式スクリーン	1 脚	340		スタンド式スクリーン	1 脚	340
	持込機器	1 k Wに つき	160		持込機器	1 k Wに つき	160
	展示パネル	1 枚	60		展示パネル	1 枚	60
	照明用カラー		実費		照明用カラー		実費
	電池		実費		電池		実費
備考				備考			
1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで及び午後5時30分から午後10時までをそれぞれ使用1回とした料金とする。				1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで及び午後5時30分から午後10時までをそれぞれ使用1回とした料金とする。			
2 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の附属設備の延長使用料は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。				2 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の附属設備の延長使用料は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。			
3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。				3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。			
2 八戸市公民館及び南郷公民館以外の公民館の附属設備使用料				2 八戸市公民館及び南郷公民館以外の公民館の附属設備使用料			
(略)				(略)			
3 南郷公民館の附属設備使用料				3 南郷公民館の附属設備使用料			
(略)				(略)			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
1 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の暖房料及び燃料費				1 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の暖房料及び燃料費			
(略)				(略)			
2 南郷公民館の暖房料				2 南郷公民館の暖房料			

改正後			改正前		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
(略)			(略)		
大ホール	1 時間	<u>1,620</u>	大ホール	1 時間	<u>1,590</u>
大広間	1 時間	<u>1,180</u>	大広間	1 時間	<u>1,160</u>
(略)			(略)		
冠婚葬祭に使用する場合	1 式	<u>16,180</u>	冠婚葬祭に使用する場合	1 式	<u>15,890</u>
映画会、演芸会等に使用する場 合	1 時間	<u>5,380</u>	映画会、演芸会等に使用する場 合	1 時間	<u>5,290</u>
備考 ストーブを使用するときの暖房料は、1 台 1 時間につき130円とする。			備考 ストーブを使用するときの暖房料は、1 台 1 時間につき130円とする。		

